

令和7年2月27日、28日

質問 給食センター老朽化に伴う空調機器改修工事（債務負担行為）の事業内容と、その後に見込まれるメンテナンスP. 232 - 234（教育委員会給食センター）

回答 予算書P. 9及びP. 239「債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書」にある、「給食センター空調機器改修工事 令和8年度 380,000千円」は、令和8年度に実施する給食センター内の全ての空調機を更新するための工事費で、予算書P. 233の給食センター管理事業の委託料「空調機器改修工事設計委託 13,728千円」により令和7年度に設計をし、令和8年度に工事を行います。

債務負担行為としたのは、工事を令和8年度の夏休み期間に行いたい、更新する空調機器の調達に3か月ほどかかるため、債務負担行為で令和7年度中に工事の入札を行うもの。

なお、ご質問にある、その後に見込まれるメンテナンスについては、給食センター管理事業のP. 233の委託料の「空調設備等保守点検委託 4,724千円」は既存設備の保守点検に要するものですが、改修後の保守点検は、工事施工後に点検内容及び金額が確定します。